

加盟店登録要領 4.3 を抜粋

4.3 登録の対象外となる中小・小規模事業者等

下記の中小・小規模事業者等は本事業の登録の対象外とする。

- ①国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - ②金融商品取引法に規定する金融商品取引業者
 - ③資金決済に関する法律第 2 条第 17 項に規定する銀行等（同項第 8 号から第 14 号までに掲げる者を除く。）、同条第 8 項に規定する仮想通貨交換業者、信用保証協会法に規定する信用保証協会、農業信用保証保険法に規定する農業信用基金協会、中小漁業融資保証法に規定する漁業信用基金協会、信託業法に規定する信託会社、保険業法に規定する保険会社
 - ④健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療等の社会保険医療の給付等を行う保険医療機関（注 1）及び保険薬局（注 2）
 - ⑤介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービスや施設サービスを提供する介護サービス事業者（注 3）
 - ⑥社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う事業者（注 4）
 - ⑦学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が 1 年以上などの一定の要件（注 5）を満たす各種学校
 - ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」（※一部例外（注 6）を除く）、「性風俗関連特殊営業」、「接客業務受託営業」を営んでいる事業者
 - ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に關係する事業者
 - ⑩宗教法人
 - ⑪関税法第 42 条に規定する保税蔵置場の許可を受けた保税売店
 - ⑫法人格のない任意団体
 - ⑬その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断する者（注 1）保険適用外のいわゆる自由診療（保険医療機関以外の医療機関で行うものを含む。）についても補助対象外。
- （注 2） 保険薬局について、OTC 医薬品や日用品等の消費税課税取引は補助対象。
- （注 3） 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業所が行う特定福祉用具販売、工務店やリフォーム業者が行う居宅介護住宅改修は補助対象。
- （注 4） 社会福祉事業のうち、生産活動として行うもの（レストラン営業や小売など）は補助対象。
- （注 5） ①修業年限が 1 年以上であること、② 1 年間の授業時間数が 680 時間以上であること

と、③教員数を含む施設等が同時に授業を受ける生徒数からみて十分であること、④年2回を超えない一定の時期に授業が開始され、その終期が明確に決められていること、⑤学年又は学期ごとにその成績の評価が行われ、成績考査に関する表簿などに登載されていること、⑥成績の評価に基づいて卒業証書又は修了証書が授与されていること。

※一般的に上記①～⑥の要件にあてはまらない学習塾、自動車学校、カルチャースクール等は消費税課税であるため、補助対象。

(注6) ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業許可及び旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者、②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業許可及び食品衛生法第52条第1項の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合による指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者は補助対象。